東松山市入札公告第６０号

Ｒ８管渠（日吉町ほか）Ｄ工区更新工事について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定に基づき、次のとおり制限付き一般競争入札を執行する。

令和８年９月１日

東松山市長　松坂喜浩

１　入札参加形態

入札に参加できる者の形態は、工事ごとに別に定める。

２　入札参加資格

(1)　入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

ア　入札公告日現在、令和７・８年度の東松山市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載業種、格付及び所在地区分等については、工事ごとに別に定める。

イ　埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）を利用して行う入札のため、システムで利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。

ウ　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

エ　本公告の公告日から入札書提出締切日までの間において東松山市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止（指名停止を含む。）又は東松山市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始決定を受けている者を除く。）でないこと。

カ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始決定を受けている者を除く。）でないこと。

キ　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、共同企業体の構成員の場合は、他の共同企業体の構成員又は単体企業との間に資本関係又は人的関係がないこと。（「資本関係又は人的関係のある会社（以下「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照）。

ク　工事に対応する建設業法（昭和２４年法律第１００号）の許可業種に係る技術者の資格を有する者を、同法第２６条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、入札参加申込受付期間の終了日以前に継続して３ヶ月以上雇用していること。また、専任で配置する技術者は、営業所技術者と兼務することはできない。

ケ　アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める参加資格を全て満たす者であること。

(2)　入札に参加しようとする者が特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

ア　自主的に結成された特定企業体であること。

イ　その構成員が同一工事における他の特定企業体の構成員でないこと。

ウ　経常建設共同企業体が特定企業体の構成員でないこと。

エ　中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合とその組合員が同

一の特定企業体の構成員でないこと。

オ　代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ　２者による特定企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ３０パーセント以上であること。

キ　３者による特定企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ２０パーセント以上であること。

ク　構成員は、それぞれ(1)クに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

3　競争参加資格確認申請書

入札参加を希望する者は、工事ごとに別に定める期間内に、システムにより競争参加資格確認申請書を提出する。

4　入札保証金　免除する。

5　設計図書等の閲覧又は貸出し

(1)　設計図書等の閲覧又は貸出し（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は、工事ごとに別に定める。

(2)　設計図書等に関する質疑及び回答の方法、質疑の受付期間並びに回答日は、工事ごとに別に定める。

6　入札執行の日時等

入札書の提出期間及び開札日時は、工事ごとに別に定める。

7　入札に関する注意事項

(1)　入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2)　入札に参加する者の数が一者であるときは、電子入札による一般競争入札に限り、入札を執行できるものとする。

(3)　落札決定に当たっては、消費税の課税取引に関しては入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税の課税事業者及び免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載（入力）すること。

(4)　入札金額見積内訳書をシステムによる入札書提出の際に添付すること。この場合において、特定企業体が内訳書を提出する際には、内訳書の業者名欄に、特定企業体の名称及び代表構成員名を記載すること。

(5)　入札回数は再度入札を含め２回までとする。ただし、初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(6)　競争参加資格確認申請後に入札を辞退する場合は、システムにより行うこと。

8　最低制限価格

工事ごとに別に定めるものとし、価格の算出方法及び取扱いは、東松山市建設工事最低制限価格制度実施要綱によるものとする。この場合において、入札価格が最低制限価格を下回った者は、再度入札に参加することはできない。

9　調査基準価格

工事ごとに別に定めるものとし、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設ける場合には、東松

山市建設工事低入札価格調査制度実施要領に基づくものとする。

10　失格基準価格

工事ごとに別に定めるものとし、低入札価格調査制度に係る失格基準価格を設ける場合には、東松山市建設工事低入札価格調査制度実施要領に基づくものとする。この場合において、入札価格が失格基準価格を下回った者は、再度入札に参加することはできない。

11　工事成績判断基準

工事ごとに別に定めるものとし、低入札価格調査制度に係る工事成績判断基準を設ける場合には、東松山市建設工事低入札価格調査制度実施要領に基づくものとする。

12　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)　競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札

(2)　入札参加資格の審査のために市長が行う指示に入札した者が従わないとき、その入札した者が行った入札

(3)　最低制限価格を設けているときは、最低制限価格を下回った入札

(4)　電報、電話及びファクシミリによる入札

(5)　明らかに連合によると認められる入札

(6)　虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札

(7)　「東松山市建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱いについて」に該当する内訳書が提出された入札

(8)　その他公告に示す事項に反した者がした入札

13　落札候補者の決定

(1)　落札候補者は、市の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、最低制限価格を設けている場合は、市の予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格により入札した者とする。

(2)　落札候補者が同額の入札により２者以上いるときは、システムのくじにより落札候補者の入札参加資格を審査するための順序を決定する。

(3)　低入札価格調査制度に係る調査基準価格を設けている場合において、調査基準価格未満の入札があった場合には、低入札価格調査を実施した上で、落札候補者とするか否かを決定する。

(4)　低入札価格調査制度に係る失格基準価格を設けている場合において、失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札候補者としない。

(5)　低入札価格調査制度に係る工事成績判断基準を設けている場合において、工事成績判断基準を下回る者が調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合、その者を落札候補者としない。

(6)　第３号に該当する入札を行った者のうち、前２号に該当しない者は、東松山市建設工事低入札価格調査制度実施要領に基づく低入札価格調査に協力しなければならない。また、この場合において、低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなし、落札候補者としない。

(7)　市長は、落札候補者があるときは、当該落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

14　入札参加資格の審査に必要な書類の提出

(1)　落札候補者として通知された者は、通知があった日の翌日から起算して２日以内に次に掲げる入

札参加資格確認書類を提出しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格審査申請書

イ　建設業許可通知書又は許可証明書の写し

ウ　公告日現在有効な経営事項審査の総合評定値通知書の写し

エ　工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴を証明できる書類）及び監理技術者の資格を要する工事においては所属建設業者がわかる監理技術者資格証の表面裏面の写し（交付年月日が平成１６年３月１日以降のものにあっては、監理技術者講習修了証の写しを添付すること。）

オ　工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあっては、入札参加申込受付期間の終了日以前に継続して３ヶ月以上の雇用関係を証明できること。なお、エに掲げる監理技術者資格者証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

カ　工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、当該施工実績を証明する契約書及び工事概要の記載された仕様書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し

キ　アからカまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(2)　落札候補者が特定企業体である場合には、(1)アの書類に代えて次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア　特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

イ　資本関係・人的関係等調書

ウ　特定建設工事共同企業体協定書（押印した原本を提出すること。）

エ　東松山市競争入札参加資格者名簿に、契約締結権限を有する代理人を置く営業所・支店等により登載されている者にあっては、委任状（押印した原本を提出すること。）

(3)　入札参加資格確認書類は、次のいずれかの方法により提出すること。

ア　電子メール

イ　ファクシミリ

ウ　窓口への持参

エ　郵送

オ　システム

15　落札者の決定及び周知方法

市長は、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、システムにより通知する。

16　契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の１０分の１以上の保証を付さなければならない。

17　契約条項等

(1)　東松山市契約規則及び東松山市請負工事契約約款については、東松山市役所政策財政部契約検査課において閲覧することができる。

(2)　工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第９条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事に該当する場合、落札者は速やかに必要書類を契約検査課に提出すること。

(3)　東松山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年東松山市条例第１２号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決を経たときはこれを本契約とみなす旨が記載された建設工事請負仮契約書を取り交わすものとする。なお、議会で否決された場合、当該仮契約を無効とする。この場合において、東松山市は仮契約の相手方に対していかなる責任をも負わないものとする。

18　支払条件

(1)　前 払 金　　工事ごとに別に定める。

(2)　部 分 払　　工事ごとに別に定める。

19　異議の申立て

入札を行った者は、入札後、東松山市契約規則・東松山市契約約款・設計書・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

20　その他

(1)　工事ごとに別に定める事項は、入札公告個票のとおりとする。

(2)　この公告に定めのない事項は、東松山市競争入札参加者心得、東松山市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）実施要綱、東松山市公共工事等電子入札運用基準並びに一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

21　問い合わせ

この件についての問い合わせ先

東松山市役所　政策財政部契約検査課契約担当
電話　　０４９３（２１）１４４５
ファクシミリ　　０４９３（２２）４０３１
メールアドレス　keiyaku@city.higashimatsuyama.lg.jp